

京都府生協連ニュース

2009年5月1日・No.73(通算139号)
京都府生活協同組合連合会
京都市中京区烏丸夷川東南角せいきょう会館2階
TEL. 075-251-1551
FAX. 075-251-1555

2009年2月7日、京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会の主催で、「平和をつくろう～講演と音楽のつどい」を開催しました。「ふつうの人の生きる権利～貧困と女性／憲法をくらしのなかに～」をテーマに、糸瀬美保弁護士（京都第一法律事務所）が講演されました。

「ふつうの人の生きる権利～貧困と女性／憲法をくらしのなかに～」



講師 糸瀬美保弁護士
京都第一法律事務所

<講演内容>

はじめに——激増する貧困

1. 日本の貧困——日本は豊かな国？ 貧しい国？
2. 多重債務者の増大・借金の原因
3. 貧困が社会にあたえる影響
4. ワーキングプア——「働く貧困」の増大
5. 非正規労働者の増大と実態
6. 非正規雇用は、なぜ「働く貧困」を生むのか
7. 離婚と女性の貧困
8. 憲法をくらしのなかに

はじめに——激増する貧困

■離婚の裏にひそむ貧困・不安定雇用

私は弁護士登録をして7年目になります。弁護士と

申しますと、男女を問わず活躍できる職業のように思われていますが、女性弁護士は全弁護士の約16%にすぎず、じつは男女共同参画があまりすすんでいません。そのせいか男性弁護士にくらべて離婚事件をみつかることが多く、私もつねに10件程度の離婚事件を担当しています。

離婚について申しますと、いま日本では年間約25万組のご夫婦が離婚しています。2分間に1組の割合で離婚が成立している計算になりますが、多くの場合、これらの離婚の背景には貧困や不安定雇用があり、さらにその背後には「差別と不平等を許容する社会」が隠れているということを、私は日々の弁護活動のなかで実感してきました。

したがって、こういう問題を放置することは、人間らしく生きる権利を奪い、さらには私たちの社会の将来をも危うくするのではないかと、貧困や差別や不平等はこの国に暮らすすべての人びとが共有すべき課題なのではないか、という観点からお話をすすめたいと思います。

■女性はずっと貧困だった。それが男性にも…。

世界同時不況が進行するなか、日本では昨年末から「派遣切り」「雇い止め」、さらには新規学校卒業予定者の「内定取り消し」など、多数の人びとが職を失うという事態が激増しています。とくに非正規雇用の労働者は、不況になると、まっさきにその影響をうけて、解雇・賃下げなど労働条件切り下げの対象となりました。

しかし、この構造は、女性労働者においては以前から存在していたものです。なぜなら、非正規労働の多くの部分は、かつて女性が担っていたからです。誤解を恐れずにいえば、女性はずっと貧困、もしくは、いつ貧困になってもおかしくない立場に置かれてきて、やがて、その仕組みは年齢・性別を問わず拡大されるようになった。

そして今、労働者を安く便利に使い、いらなくなったら切り捨てる……というかたちで、男女を問わず労働条件が切り下げられ、ワーキングプア（働く貧困）という問題としてあらわれてきた。こういう構造ですから、いずれ正規労働者にも影響がおよぶのではないかと危惧されるのも当然の話です。

1. 日本の貧困 ——日本は豊かな国？貧しい国？

貧困が問題になっているとはいえ、「世界的にみれば、日本はまだ豊かじゃないか」というのが一般的な感覚かもしれません。「格差と貧困」が問題視されはじめたのは90年代後半ですが、当時の日本は自他ともに認める「経済大国」でしたから、「貧困なんて、どこか遠い国の話だ」という雰囲気がありました。しかし、経済協力開発機構（OECD）が2000年におこなった調査（2006年発表）には、まったく違う実態があらわれています。

OECD調査で用いられた指標のひとつは「**相対的貧困率**」です。これは、国民を可処分所得（余暇・趣味などに支出可能な額。収入から家賃・食費・教育費など生活に必要な最低限の経費を引いた額）の多い順に並べて、真ん中の順位の人を半分しか所得のない人（貧困ライン）がどれぐらいいるかを調べたものです。

たとえば1億人の国民を可処分所得の多い順に並べて、5000万人目の人の年間所得が500万円だとすると、250万円以下の貧困ラインの人がどれぐらいいるか、というふうにして調べます。つまり、この指標は国民間の経済格差の実態が比較的正確に把握できる数値なのですが、2000年の時点で、なんと日本はOECD加盟国中2位（13.5%）でした。ちなみに、1位はアメリカ（13.7%）、3位はアイルランド（11.9%）で、OECD平均は8.4%です。

もうひとつの指標は「**貧困ギャップ率**」（貧困ライン以下の世帯と貧困ラインの世帯の所得差）です。これは貧困の深刻さを見る指標ですが、日本は36.1%で、1位イタリア（36.5%）、2位スイス（36.2%）について、3位です。

もうひとつは「**ジニ係数**」です。これは社会における所得分配の不平等さをはかる数値で、人が完全に平等な場合は0、完全に不平等な場合は1となり、数値が上昇すればするほど不平等度が高いとみられます。日本は0.314で、25カ国平均は0.308ですから、平均を上回る不平等さだといえます。しかも、順位は10位ですが、日本より上位にはメキシコ・トルコ・ポルトガルなど先進国以外の国が多数ふくまれています。

こうしてみると日本は、世界的なレベルでも、いまや貧困度が高く、不平等な社会だといえます。

2. 多重債務者の増大・借金の原因

ひとくちに「債務」といいますが、債務とは、借金

だけでなく、家賃や公共料金など払う必要のあるすべてをさします。そして、この債務を自分の収入では払いきれなくなった状態が「破産」です。

債務を整理する方法としては、「自己破産」だけでなく、「個人再生」や「任意整理」などにより、少しずつ返済して8割は免除してもらおうとか、住宅だけは残すとか、サラ金の高利ではなく元本だけを返済するといった方法もあります。

自己破産の申立件数は、2003年にピークをむかえ、24万2,357件でした。その後は少し減りはじめていますが、2007年時点で14万8,252件と、いぜんとして高い水準ですし、多重債務者の数は、まだ債務整理の手続きをしていない人もふくめて、150万人とも200万人ともいわれています。

多重債務に陥った原因を調べてみますと、たしかに高価な商品や旅行やギャンブルが原因というケースもゼロではありませんが、圧倒的多数は生活費・教育費・住宅ローンの支払いのための借り入れです。失業、給与の減額、ボーナスのカット、事業の減収、病気、離婚など予期しないことが起きて、それまでの生活設計が狂い、支払いに窮するようになる。

そこで、なんとか生活を回そうとしてカードローンやサラ金で借りる。しかし、これらは非常に高金利なので、もともと収入がなくて借金した人にとっては、返すあてもなく自転車操業をつづけるしかない。そうして、結局、破産に至ってしまう。そういうケースがほとんどです。

こういう多重債務者がふえているということは、いいかえれば、サブプライムローンで世界的な経済恐慌を引き起こしたアメリカのように、まじめに働いているのに住宅ローンや教育費すら払えないという社会状況が、すでに日本にも存在していることをしめしています。

3. 貧困が社会に与える影響

■体調が悪くても病院に行けない

貧困や多重債務の問題は、その人の生活だけでなく、社会にも大きな影響をあたえます。

ひとつは税金・健康保険料・年金保険料の滞納の増加です。どうしても取り立てのきびしいサラ金・ヤミ金への返済を優先してしまい、税金その他の支払いは後回しになるからです。

たとえば国民健康保険料の滞納も、年ねん、ふえています。とくに短期被保険者証（2～3カ月間のみ有効）や被保険者資格証明書（いわゆる無保険者）の交付世帯がほぼ一貫して増加しているのは深刻な問題で

す。無保険者世帯は2007年度で34万世帯にもふえています。この人たちは、医療費を全額、病院の会計窓口で払わないといけないので、体調が悪くても受診を控えてしまい、結果的に命を失うケースも出ています。

もちろん、生活保護をうけて生活を支えようとする人もふえています。生活保護の受給世帯数は、2005年からふえつづけていて、2008年4月の厚労省報告では112万世帯（156万人）に上っています。

■子どもの貧困

そうなりますと、当然、子どもも大きな影響をうけます。ユニセフがOECD加盟国を対象に、子どもの貧困率（貧困な世帯で暮らす子どもの割合）を調査したところ、2000年時点で日本は14.3%でワースト10位でした。さらに1人親世帯（母子家庭・父子家庭）の子どもの貧困率は57.9%ときわめて高位です。

子どもがこのような貧困状態に置かれるということは、日本の未来をになう人たちが十分な教育や医療をうけることができていることを意味しています。

また、社会全体の生産能力が低下したり、倒産によって産業が衰退したりすることも予想されます。若い人たちは、まともな収入がなく、ふえるのは借金ばかりとなれば、結婚もできないので、少子化にも拍車がかかるでしょう。

もっと悲惨なのは、犯罪の増加です。生活に困って、窃盗や強盗、ひったくりなどの犯罪に手を出してしまうケースも現実に出ています。

このように、貧困や多重債務は、けっして当人だけの問題ではなく、社会を荒廃・崩壊させる恐れもある問題だということを、あらためて申し上げておきたいと思います。

4. ワーキングプア——「働く貧困」の増大

■ワーキングプアとは……

「ワーキングプア」は、一般的には「正社員もしくは正社員並みに働いても生活保護基準（夫婦2人と子ども1人の世帯で年間約200万円）以下の収入しか得られない状態」をいいます。

そもそも現在の生活保護基準が、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を保てる水準なのかどうかという問題もありますが、ワーキングプアというのは、「働いているか、もしくは働く意思があるにもかかわらず、憲法25条が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』の水準を保てない世帯収入しかない状態」であるといえます。

ワーキングプアの状態にある人は、給与所得者だけ

でも2006年度で人口全体の22.8%（1,023万人）で、労働人口の3分の1をしめています。しかも、このデータには、給与所得者以外の働く人、たとえば日雇い労働者などはふくまれていませんから、全労働者数におけるワーキングプアはもっと多いと思われます。

さらに、女性労働者だけでみると、じつに43.7%の人が200万円以下の収入しかありません。つまり、半数近くの女性は、一生懸命に働いているのにワーキングプアなのです。

こういう状態ですから、当然、貧困世帯もふえていますし、働いているのに貧困状態にあるワーキングプア世帯も、2007年度で674万世帯という状態です。

なかでも深刻なのは子育てワーキングプア世帯の増大です。さきほど、子どもの貧困の問題で、1人親世帯の貧困率はとくに高いと申しましたが、約60万世帯ある母子家庭のうち約50万世帯が貧困世帯となっていて、母子家庭の貧困率は2007年度で83.0%にも上っています。

5. 非正規労働者の増大と実態

■働いているのに、なぜ貧しいのか——ワーキングプアを生み出す「非正規労働」

働いているのに、なぜ生活保護基準以下の収入しか得られないのか。その原因のひとつは非正規という雇用形態にあります。80年以降、全労働者数に占める正規労働者の割合は減りつづけて、逆に非正規労働者（パート・アルバイト・派遣・嘱託・契約社員など）の割合は高止まりしています。

とくに女性は、どの年代においても、その約半数が非正規で、いまや、それが男性にも波及してきました。これはとても深刻で、一般的に家庭を持つと思われる25～34歳の男性でも、非正規の職にしか、就職できない割合が非常に高くなっています。

そうなりますと、家庭をもつことが困難になりますから、「日本の将来は大丈夫だろうか」という心配がふくらんできます。

ただし、パートや派遣などの非正規雇用であっても、十分な収入が得られれば問題ないわけで、非正規雇用がワーキングプアに結びつくのは、それがかなり低賃金だからです。

収入を雇用形態別に比較すると、正規雇用労働者は年齢が上がるにつれて上昇し、50～54歳になると平均年収は約600万円になりますが、非正規労働者の収入は、どの年代でも横ばいです。

そのうえ、非正規労働者の多くは、ボーナスもなく、社会保険や厚生年金などの社会保障も不十分ですから、

年収のみならず生涯収入でさらに差が大きく開きます。

■非正規労働者の声——日弁連のヒアリング調査から

実際に、非正規労働者はどんな状態に置かれているのでしょうか。最近、日弁連がおこなったヒアリング調査から、いくつかの事例をご紹介します。

事例1：「1年契約の派遣だったが、出勤して2日すると派遣元から『あなたは受付に向いていないと先方にいわれたので、契約は1カ月にしてくれ』といわれた。」

非正規労働の典型は、「明日から来なくていい」といわれる不安定さです。

事例2：「他の派遣社員の無断欠勤を理由に、契約期間途中で解雇された。その後、家賃を滞納し、電気も携帯電話も止められて、いよいよ路上生活かと覚悟した。」

事例3：「派遣会社の寮に入ったが、派遣先の都合で3週間あまり仕事がなかった。ようやく派遣されたが、仕事のミスや命じられた仕事がきちんとできていないという理由で、1週間後に『もう来なくていい』といわれて失職し、野宿生活となった。その後、滋賀県の派遣会社の寮に集められたが、仕事を命ぜられない状態が2週間ほどつづいた。『生活支援セット』と称するカップラーメンとインスタントのご飯だけが支給された。所持金が底をついたので大阪に帰ろうとしたが、電車賃がなく、派遣会社で自転車を借りて、滋賀から大阪まで帰った。」

事例4：「請負会社の転籍にともない、時給が1,350円から1,200円に下げられた。抗議をすると、『時給は1,000円。さらに下げる。文句をいっているのは君だけだ。このままだったら君は5月までだ』といわれた。」

事例5：京都府の最低賃金（これ以上低い賃金で雇ってはならないとされている基準）は時給717円ですが、「かりに800円の時給でも、1日約6,000円、月収は8万円程度にしかならず、ネットカフェで寝泊まりしている。」

事例6：「鉛の粘度調整をおこなう封着工程に配属されたが、正社員は健康状態を細かくチェックされ、異常があれば外されていた。血中の鉛濃度が上昇し、危険と判断されたためだ。しかし、請負社員には特殊健康診断の案内すら届かない。正社員に健診の案内を届ける作業は、健診を受診できない請負社員がやっている。」

事例7：「勤務先では、名前ではなく『派遣さん』『パートさん』『パートのおばちゃん』などと呼ばれる。」

非正規労働者にたいしては、このような人格にたいする差別もあります。

事例8：「労災事故にあったが、派遣先からも派遣元からも口止めされ、自分ひとりの事故として説明する

ようにと指示された。納得がいかず抗議をしたら、賃金をカットされた。」

危険な作業につく非正規労働者は数多くいます。労働者派遣法が改悪されて、製造現場への派遣も許されるようになったからです。経験の有無を無視して、ある日突然、危険な現場に行くように指示されるのですから、どうしても労働災害がふえます。

事例9：「子どもはほしいけれど、派遣社員には産休がなく、働けなくなるので、とても産めない。」

6. 非正規雇用は、なぜ「働く貧困」を生むのか

■労働法令の無視がまかりとおる非正規雇用

非正規雇用がワーキングプアと結びつく原因は、とにかくその「不安定さ」にあります。3カ月とか半年の有期雇用契約ですから、いつ解雇されるかわかりません。雇う側は、細切れ雇用を3年以上もくりかえしたあげく、いらなくなったら「明日から来なくていい」と切り捨てるのみです。

また、時給・日給が安いだけでなく、昇給もボーナスも退職金もありませんし、失業となれば失業保険給付も不十分です。

したがって、非正規労働者の方々が切実に願うのは、「給料が安くてもいいから、正社員としての職がほしい。お金よりも安定がほしい」ということです。日弁連のヒアリング調査では、「せめて直接、従業員を募集してほしい」という声も出ていました。

さらに、事例にもあったように、人格的にも差別的取り扱いをうけることが少なくなく、不安定で弱い立場ゆえにセクハラやパワハラをうけることもあります。

こうした相談をうけて痛感するのは、労働法令が職場で遵守されていないということです。労働基準法や労災保険法など労働者を保護するさまざまな法律があるにもかかわらず、社会保険に加入していない職場が多くありますし、労働基準法に有給休暇の保障が明記されているのに、その取得を妨害することもあります。

たとえば、「うちには年休はないよ」とか「年休をとるなら、きちんと届け出をして許可をもらわないとダメ。いまは忙しいから、年休をとってもらっては困る」というようなことがごく当然のようにいわれ、不当解雇や雇い止めも、平然とおこなわれています。

■頻発する労働災害——ダブルワーク、トリプルワークのはてに

こういう劣悪な労働条件ですから、1つの仕事だけでは生活できず、2つの仕事をかけもちするダブルワークや、3つの仕事をかけもちするトリプルワークの

人も少なくありません。

過酷な労働環境のもとで、朝から夕方まで働くだけでも心身に大きな負荷がかかるのに、さらに夜は別の仕事をするのですから、当然、健康にも重大な影響を及ぼします。過労死、精神を病んで「うつ」状態になっての過労自殺、睡眠不足が誘発した労災事故など、非正規労働者のあいだでは、非常に深刻な健康被害が頻発しています。

7. 離婚と女性の貧困

■離婚・DV——女性の貧困の背後にひそむもの

冒頭に「女性はずっと貧困だった。あるいは、いつ貧困になってもおかしくない立場に置かれてきた」と申しましたが、女性の場合、貧困状態に陥る原因のひとつに離婚があります。そして、離婚を決意する大きな理由のひとつが家庭内暴力(DV)、とくに夫からの暴力です。

しかし、DVに苦しむ女性が、離婚や別居を考えたとき、まず大きな障害になるのがお金です。また、仮に離婚が成立したとして、その後の生活を立て直すにもお金の問題が大きな壁となります。

■ごく普通の男性がふるう暴力——DV

私はDVの相談をうけるなかで、ふつうでは考えられないような暴力の実態に数多く接してきました。

ある女性は、20年ものあいだ、夫から毎朝のように布団をはぎ取られ、朝のあいさつのように殴られる。ある時は分厚いクリスタルの灰皿で、頭や肋骨を殴られたり、蹴り上げられて、肋骨を折ったことも。頭から血を流している女性に、夫はタオルをポンと投げて「拭いとけ」と。

身体への暴力だけでなく、人間としての尊厳が大きく冒されていると感じる例もあります。ある女性は、夫から、毎日のように「ブス」「バカ」「あばずれ」「おまえは乞食だ。橋の下に住め」「おまえは生きていく価値がないから、自分で死ぬ。おれは、自分で手を下すと殺人者になるから、そんなことはしない。おまえが自分で死ぬ」と暴言を浴びつづけ、子どもの前で、「おまえは人間じゃないから、テーブルで食べるな。箸も使うな。おれがこれだけいっても、おまえは人間じゃないから言葉が理解できないだろ?」とまでいわれたそうです。

これほどの暴力をふるったり、暴言を吐いたりする男性って、いったいどんな人なの?と疑問に思われるかもしれませんが、彼らの多くは、どこにでもいるような、ごくふつうの男性です。

私は担当弁護士として、相手の男性にも会いますが、DV男性のほとんどは、職場など一般社会ではそんな行為はいっさいしません。みなさんの職場でも、ひよっとしたら隣の同僚男性が、家では暴力をふるっているかもしれない。つまり、DVはどの人にも起こりうる問題なのです。

■DV男性の背後には、性差別を容認する社会が

ではなぜ、ごく普通の男性が、妻にひどい暴力をふるうのか。私は、DVの実態を数多く目にするなかで、「男は仕事、女は家庭」という価値観の存在を痛感するようになりました。

この価値観の背景には、現実問題として、経済的・社会的に男性が優位に立つ社会、女性が経済力をもつうえで困難をとまなう社会、子育てが女性の役割とみなされ、かつ家事労働や育児労働に経済的価値が付与されない社会、「妻には、夫の世話をし、夫を支える役割がある。男性は、ある程度の力強さ、攻撃性、暴力性が必要だ。それが男らしさだ」というかたちで性差別を容認する社会があります。

そして、そういう社会の意識が、男性をも「強くあらねば」というプレッシャーで苦しめて、DVを生み出すのだろーと思えます。

■女性の再スタートをはばむ社会の構造

こういう社会の構造は、女性をDVから逃げ出しにくくしますが、なかでも子どもをかかえた女性はたいへんです。

子どものいる夫婦の離婚においては、親権者の約8割は母親です。幼い子どもをかかえた女性は、そもそも出産・育児のために休職・退職していることが多く、有職の女性でも、離婚のために引っ越しをよぎなくされて、退職せざるをえないことがあります。

再就職を望んでも、子育て中の女性や高齢の女性を採用する事業所は非常に少ないので、深刻なDV被害をうけていながら、なかなか離婚にふみきれないので。

それでもようやく、「離婚をして、DVから逃れ、再スタートを切ろう」と決意した女性にとって、選ばざるをえないのが非正規労働です。

性差別を容認する社会は、もともと女性に非正規労働を押しつける構造を内包していますし、いまや働き盛りの男性ですら正規労働の場から追われています。非正規労働者の実態はお話ししてきたとおりですから、母子家庭の8~9割が貧困世帯になってしまうのは必然であり、そのことが女性の足を止める大きな原因になっています。

もちろん、離婚した父親は養育費を支払わねばなりません。しかし、非正規労働者がふるえるなかで、男性

の労働条件も劣悪化する一方ですから、養育費も下がりますし、まったく支払われない事例もふえています。

8. 憲法をくらしのなかに

■戦争に利用される貧困—貧しい若者を兵士にする アメリカ

こうしてみると、すでに日本はかなり貧しい国になってしまったのではないか。こういう状況が今後もつづく、いったいどんなことが起きるのだろうか。そういう心配が出てきます。こういう問題を考える場合、日本はいろいろな面でアメリカの後追いをしていますので、ジャーナリストの堤未果さんがお書きになった『貧困大国アメリカ』（岩波新書）がとても参考になります。

堤さんのレポートによると、アメリカでは、貧困層の人びとは、政府がアフガンやイラクなど各国で起こす戦争にかりだされています。貧しい若者たちは、「ぼくらは、ふつうに働いても、ろくな仕事につけない。大学にも行けない。でも、軍隊に入れば、給料が入るし、進学費用も支給されるし、いろいろな資格もとれる」ということで、戦争に行くことをひとつの職業選択のように選ばざるをえない。

つまり、社会に格差をつくり、貧しい層をつくれば、徴兵制など導入しなくとも、いくらでも兵隊を確保することができるのです。

■貧困列島・日本

いまや、戦争はビジネスと化し、どんどん民営化されています。アメリカでは、「戦争の要員を集めるのは派遣会社。派遣先はアフガンやイラク」という図式が多くみられますが、たとえば、日本でも、自衛隊員は公務員で、給料はそれなりの額ですから、非正規労働で過酷な生活をしいられている人びとにとって、「生活していけるのなら、どんな仕事だって……」という選択も、まったくありえない話ではありません。

すでに自衛隊はイラクに派兵されたことがあります。このまま社会の貧困がすすめば、いずれアメリカと同じように、貧しい若者たちが戦争にかりだされて、命を落とさないだろうか。堤さんの『貧困大国アメリカ』にならっていえば、いまの日本は「貧困列島」といえそうです。

■人間らしく働き、生活する権利を保障するためには、 平和が必要

そんな状況をかかえる日本の社会ですが、しかし、この国には憲法9条があります。私たちは、9条だけ

でなく、13条の「個人の尊重と幸福追求権」、14条の「法の下での平等、男女平等」、25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、27条の「労働の権利」、28条の「労働者の団結権」ももっています。

この憲法をもつ以上は、すべての人が、公平で良好な労働条件を享受しつつ、人間らしく働けるようにしなければなりません。

人間らしく働くというのは、ただたんに働いて、その日の糧を得るだけでなく、文化的に豊かな生活をいとなむこともふくまれます。また、人間らしく働き、人間らしく生活する権利を保障するためには、アメリカがその反面教師であるように、どうしても平和が必要です。

■貧困は個人の問題でも自己責任でもない

多重債務、ワーキングプア、非正規労働、母子家庭の貧困、子どもの貧困—。どれをとっても、けっして「自己責任」ではありません。

低賃金の社会構造や、非正規労働を許している労働法制や、失職したり病気になったときに憲法25条があるにもかかわらず、社会保障で助けるセーフティネットが機能しないという実態のなかで、こうした問題が生まれてきたのですから、「自己責任」などあるわけがないのです。

ましてや、規制緩和をこれ以上すすめて、労働法制を改悪し、労働を商品化していく動きは、必ず止めなければいけないと思っています。実際に、非正規労働を拡大させた労働者派遣法は、改悪に改悪を重ねてきましたが、この悲惨な状況をうけて、いま国会で改善の論議がはじまっています。

■憲法の理念を活かして、すべての人が人間らしく暮らせる社会に

私自身もふくめて、「私は貧困ではない。なんとか生活できている」と思っている、このような社会構造のもとでは、どの人にも不測の事態が起こりえます。みなさんご自身だけでなく、みなさんとながりのあるどこかで、みなさんにとって大切な人が貧困となってもおかしくないし、実際、周囲には非正規で働く若者がたくさんいます。

しかし、すでに申し上げたとおり、だれが貧困になってもおかしくない社会は、じつは日本社会の将来をも危うくします。

貧困は、個人の問題でも自己責任でもない。いまこそ憲法の理念を活かして、貧困をこれ以上拡大させず、すべての人が人間らしく働き、人間らしく暮らせる社会にしたい。このことを強調いたしまして、私の話を終わりたいと思います。

ご清聴、ありがとうございます。(拍手) (了)